

■改定内容は以下の通りです。(赤字が対象箇所)

<現行>2018年2月版	<変更>2021年4月版
<p>第21条(保険金の請求)</p> <p>1. 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。</p> <p>2. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>(1)被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>(2)前号に定める者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>(3)第1号および前号に定める者がいない場合または第1号および前号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または第2号以外の3親等内の親族</p> <p>3. 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。</p> <p>4. 当社は、傷病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第1項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>5. 当社は、保険契約者または被保険者が次に掲げることのいずれかにあてはまる場合は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。</p> <p>(1)正当な理由がなく前項の規定に違反した場合</p> <p>(2)第1項または前項に定める書類に事実と異なる記載をした場合</p> <p>(3)第1項または前項に定める書類もしくは証拠を偽造または変造した場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第21条(保険金の請求)</p> <p>1. 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。</p> <p>2. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>(1)被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>(2)前号に定める者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>(3)第1号および前号に定める者がいない場合または第1号および前号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または第2号以外の3親等内の親族</p> <p>3. 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。</p> <p>4. 当社は、傷病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第1項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>5. 当社は、保険契約者または被保険者が次に掲げることのいずれかにあてはまる場合は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。</p> <p>(1)正当な理由がなく前項の規定に違反した場合</p> <p>(2)第1項または前項に定める書類に事実と異なる記載をした場合</p> <p>(3)第1項または前項に定める書類もしくは証拠を偽造または変造した場合</p> <p><u>6. 当社は、第1項に規定する書類の提出に代えて当社が定める別の方法による保険金請求手続きを認めることがあります。</u></p>

第22条(保険金を支払う時期)

1. 当社は、**被保険者が別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて30日以内に**、当社が保険金を支払うために必要な次に掲げる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、傷病の原因、傷病を被った状況、傷病の有無および保険証券等記載のペットにあてはまる事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷病の程度、傷病の原因と傷病との関係、診療の経過および内容
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由にあてはまる事実の有無

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、同項の規定にかかわらず、当社は、**被保険者が別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに**、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。また、次に掲げる日数の両方にあてはまる場合は、第1号に定める日数とします。

- (1) 前項各号の事項を確認するための動物病院、検査機関、その他の専門機関による診断または鑑定等の結果の照会の場合は90日
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査の場合は60日

(略)

第22条(保険金を支払う時期)

1. 当社は、**前条に定める保険金請求手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に**、当社が保険金を支払うために必要な次に掲げる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、傷病の原因、傷病を被った状況、傷病の有無および保険証券等記載のペットにあてはまる事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷病の程度、傷病の原因と傷病との関係、診療の経過および内容
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由にあてはまる事実の有無

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、同項の規定にかかわらず、当社は、**前条に定める保険金請求手続きが完了した日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに**、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。また、次に掲げる日数の両方にあてはまる場合は、第1号に定める日数とします。

- (1) 前項各号の事項を確認するための動物病院、検査機関、その他の専門機関による診断または鑑定等の結果の照会の場合は90日
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査の場合は60日

(略)

以上